

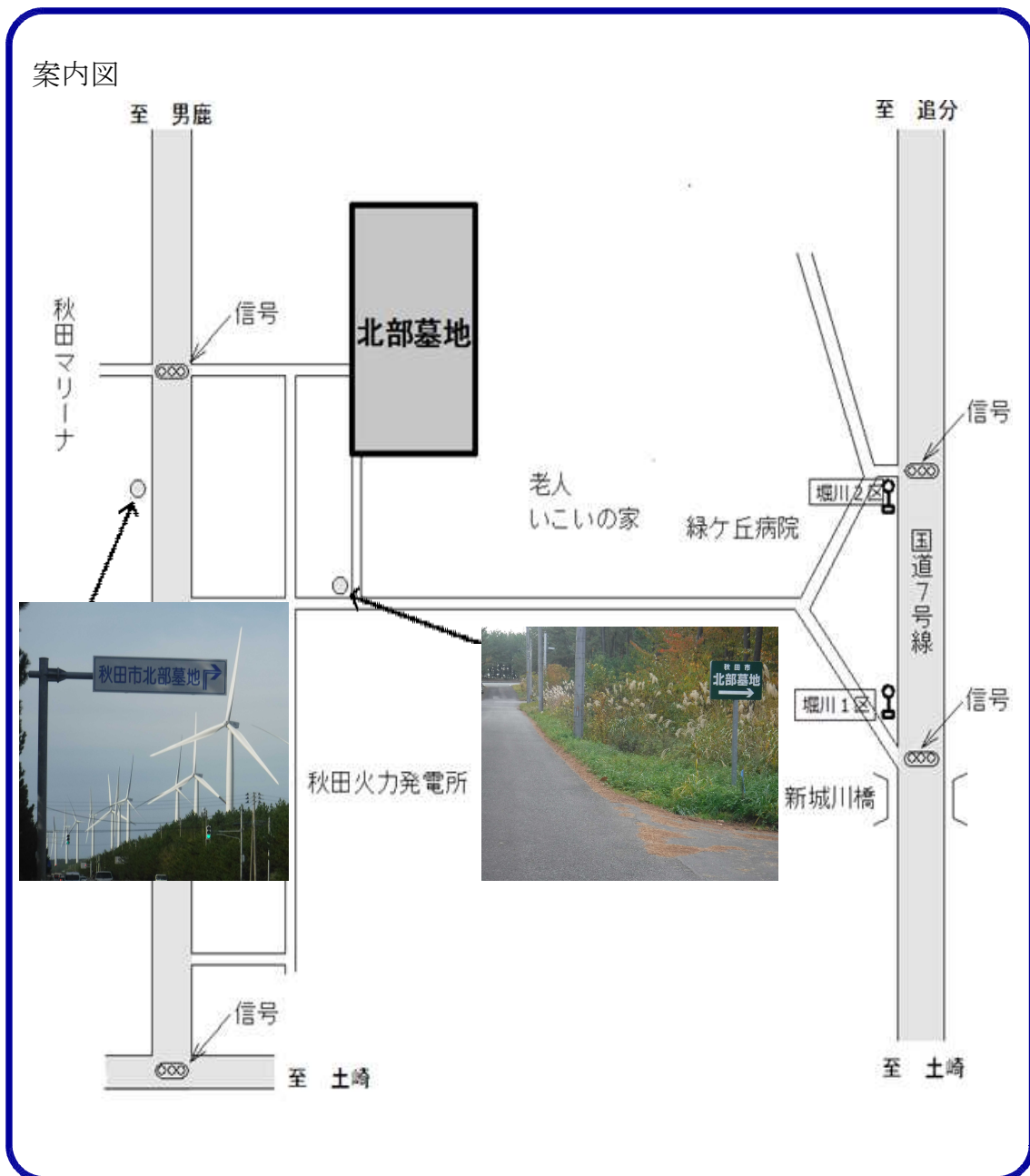
令和8年度
秋田市営墓地 募集案内
【北部墓地】



秋田市市民生活部生活総務課
018-888-5624

秋田市北部墓地の概要および案内図

所在地	秋田市飯島字堀川84番地180		
墓地態様	規制墓地		
施設	管理棟（水洗トイレ・倉庫）、水洗トイレ2棟、あずまや3棟、水場（7か所）		
交通手段	車	秋田駅から約13km	約25分
		追分駅から約4km	約10分
	バス	秋田駅西口から五城目線または追分線乗車 堀川1区バス停下車	約45分
		堀川1区バス停から約2km	徒歩約30分



1 申込みの資格（以下の要件を満たす方）

①②は必須要件です。③④はどちらか一方に該当する方が要件となります。生前申込みや分骨などは対象となりません。申込みは1人1区画です。

- ① 秋田市に住所または本籍がある方
- ② 秋田市に住所があり、独立した生計を営む方を保証人として届出できる方。ただし、3親等以内の親族の場合は、市外に住所がある方でも保証人になることができます。
- ③ 現在、焼骨を自宅に保管し、又は寺院等に一時保管しており、お墓のない方
- ④ 改葬（現在のお墓から焼骨を移すこと）を希望する方

2 募集期間

令和8年6月17日（水）～令和8年12月25日（金）

※募集区画数すべての申込みがあった時点で、締め切らせていただきます。

3 受付窓口等

- (1) 窓 口 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課（秋田市役所 本庁舎1階）
直 通 888-5624
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
 - ◇ 受付は、生活総務課1か所のみで行います。
 - ◇ 電話による受付は行っておりませんので、ご了承ください。
 - ◇ 郵便で申請する場合は、次頁に記載された「5 申込み時の提出書類」を(1)の窓口宛に郵送してください（12月25日（金）必着）。

4 募集区画数および使用料等

募集区画数および使用料等は以下のとおりです。

現状での引渡しとなりますので、現地を確認の上、お申込みください。

募集区画数	区画面積	永代使用料	管理手数料（年額）（※）
新規：70区画	4㎡	285,000円	3,248円

※申込み時期によらず、1年分の管理手数料を納入していただきます。

【留意事項】

- 募集区画の位置は、別紙「令和8年度 秋田市北部墓地募集区画位置図（令和8年4月1日現在）」を参照してください。
- 受付時に申請書類等に不備がなければ、番号順に区画を割り当てます。区画を選ぶことはできませんので、あらかじめご了承ください。（郵送の場合は、当課に書類が到着し、内容に不備がないことを確認した時点で割り当てます。）
- 申請書類等に不備があり申込みができない場合で、区画の予約だけを行うことはできませんのでご了承ください。

- 永代使用料、管理手数料（年額）のほか、別途、墓碑等を設置する費用が必要となります。
- 管理手数料については、年度によって改定することがあります。

5 申込み時の提出書類

- (1) 墓地使用許可申請書（※1）
- (2) 保証人届（※2）
- (3) 添付書類
 - ア 焼骨を自宅に保管又は寺院等に預けている方
以下の(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)・(オ)（自宅に保管している場合は、(ウ)は必要ありません。）
 - イ 改葬をする方
以下の(ア)・(エ)・(オ)・(カ)
(ア) 申請者の本籍が記載された住民票（※3）
(イ) 死体（胎）埋葬・火葬許可証（内容確認後、返却します。）
(ウ) 寺院等に焼骨を預けている方は、遺骨保管証明書
(エ) 申請者と被埋蔵者との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など
(オ) 保証人の本籍が記載された住民票（※3）
(カ) 遺骨埋蔵（焼骨）・埋葬（土葬）証明書（一体につき1枚必要です。）

- ※1 墓地使用許可申請書の墓地番号は、申込みの時点で記入していただきます。（郵送の場合は記入せずに送付してください。）
- ※2 保証人が市外に住所のある方は、申請者と保証人との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などを添付してください。
- ※3 申請者および保証人の本籍が記載された住民票は、概ね提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

【留意事項】

- 遺骨保管証明書、遺骨埋蔵（焼骨）・埋葬（土葬）証明書、戸籍全部事項証明書等は、遠方の場合、取り寄せに時間がかかることがありますので、お早めにご準備ください。
- 死体（胎）埋葬・火葬許可証を紛失した場合は、秋田市で火葬された方については、受付窓口での再交付の申請が可能ですが、秋田市以外で火葬をされた方については火葬された市区町村へお問い合わせください。

6 永代使用料および管理手数料の納入

- (1) 申請書類等に不備がなければ、後日、永代使用料および管理手数料の納入通知書を郵送します。
- (2) 永代使用料および管理手数料は、秋田市指定金融機関等において、納入通知書に記載されている納入期限までに納入してください。
※永代使用料は、本庁および各サービスセンターでは納入できません。
納入場所については、納入通知書裏面の「納入場所」を参照してください。
- (3) 次年度以降の管理手数料は、毎年度初めに郵送する納入通知書で納入していただきます。

7 墓地使用許可証の交付

永代使用料および管理手数料の納入を確認後、速やかに墓地使用許可証を郵送します。

8 墓碑（墓石）の設置等

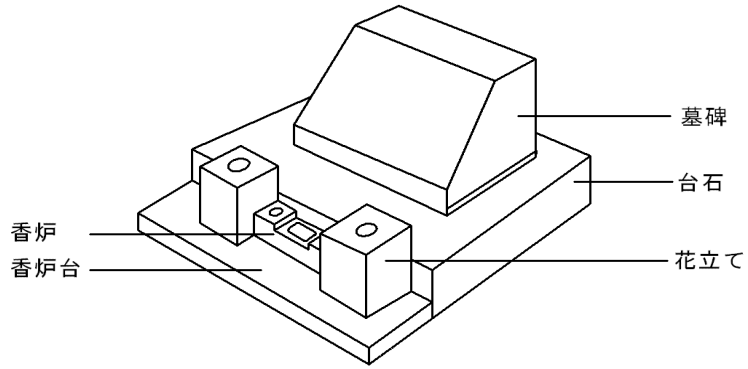
- (1) 使用許可後、1年以内に墓碑等を設置していただきます。
- (2) 墓碑等については、秋田市が定めた形態・規格（10 墓碑等の形態・規格参照）としていただきます。
- (3) 墓碑等以外の工作物（卒塔婆立て、墓誌、植栽等）は設置できません。
- (4) 墓碑等の設置や納骨を行う場合は、届出が必要です。

9 利用にあたってのお願い

- (1) 供物、骨箱、卒塔婆などは、必ずお持ち帰りください。お花につきしは、秋田市で片づけます。なお、造花についても状況により片づけますので、ご承知おきください。
- (2) 手桶、ひしゃくは設置しておりませんので、各々で持参してください。
- (3) ろうそく、線香等をお使いの際は、周辺に燃え移らないようご注意ください。また、火が消えたことを確認してからお帰りください。
- (4) 使用区画内は、各々で管理していただくことになっておりますので、定期的な清掃などをお願いします。
- (5) 墓地内の除雪は原則行いませんので、ご了承ください。また、給水場については、冬期間（12月上旬～3月上旬）は使用できません。
- (6) 彼岸やお盆時は、墓参のための車両で大変混みあいます（特に午前9時頃～午後1時頃）。駐車スペースが限られておりますので、墓参日や時間をずらすなどのご協力をお願いします。また、路上駐車は、事故や渋滞にもつながりますので、所定の駐車場をご利用ください。

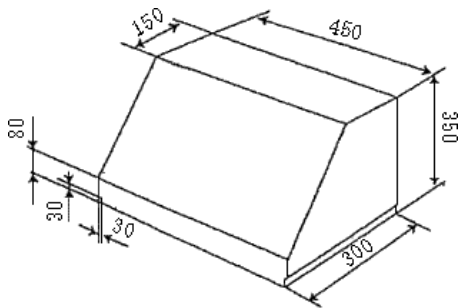
10 墓碑等の形態・規格

(1) 墓碑等の形態

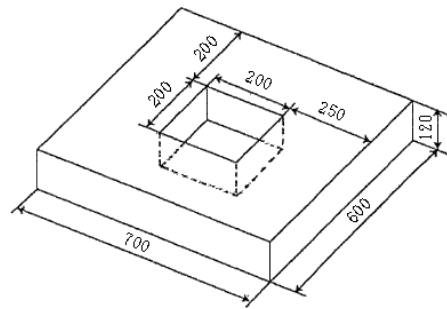


(2) 墓碑等の規格

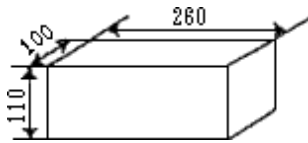
ア 墓碑



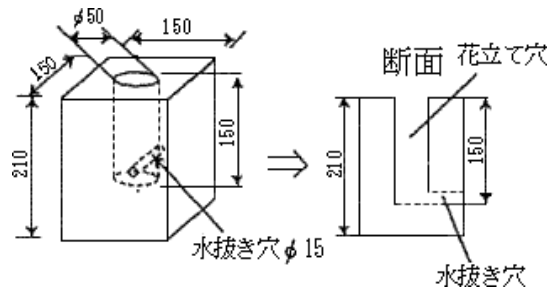
イ 台石



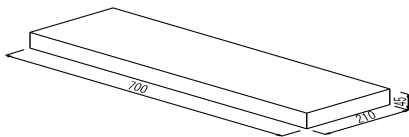
ウ 香炉



エ 花立て



オ 香炉台



備考

- 1 数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。
- 2 香炉、花立ておよび香炉台の設置は、任意とする。
- 3 台石の右側に市長が定める墓地番号を彫刻するものとする。
- ◆ 墓地番号の彫刻位置は、台石の右奥に縦50ミリメートル、横200ミリメートルの範囲内で、番号を彫刻してください。例：A249の場合は249と彫刻。